

環境影響評価審査会神鋼加古川発電所部会議事録

- 1 日時：平成 21 年 2 月 9 日（月）16:00～16:40
- 2 場所：神戸市教育会館 5 0 1 会議室
- 3 議題：神鋼加古川発電所ボイラー更新環境影響評価準備書に係る答申について
- 4 出席委員：山中部会長、北村委員、菅原委員、田中みさ子委員、中野委員、
山口委員
- 5 兵庫県：環境管理局長
環境影響評価室長、審査係長他係員 2 名
環境整備課、大気課、水質課、東播磨県民局
- 6 関係市：加古川市
- 7 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・資料 1) 環境影響評価審査会神鋼加古川発電所部会（第 3 回）議事録
 - ・資料 2) 新旧対照表
 - ・資料 3) 答申案（参考資料）加古川市長意見
神鋼加古川発電所ボイラー更新に係る意見等について
- 8 議事概要

事務局が資料 1～3 及び参考資料により答申案について説明。

〔質疑〕

（委員）記以下のところで、「水質、廃棄物等、騒音」とあり、文中に「等」が入っているが、「廃棄物等」とはどういう意味か。

（事務局）環境影響評価の法令では、廃棄物と残土を合わせて、「廃棄物等」を環境要素としている。

（委員）今回は、残土があるのか。

（事務局）準備書で記載されている予測では、廃棄物のみである。

（委員）環境影響評価の法令の環境要素で「廃棄物等」となっていることや、準備書にも「廃棄物等」と記載されていることから、このままで良いのではないか。

（委員）加古川市長意見のその他の（3）に「今後とも本事業について住民の理解が深められるよう努め、工事に関する情報及び各種の調査結果を公表すること」とあるが、答申案ではどこに当たるのか。

（事務局）8 その他の（1）の「工事着手前に周辺住民に十分説明を行うとともに、住民からの要望・苦情等に適切に対応すること」、（5）の「環境監視調査については、関係機関と協議を行い適切に実施するとともに、その結果については定期的に公表すること」としている。

（委員）8 その他の（4）で工事の実施について記載されており、（3）では施設の稼

働後について記載されているので、順番がおかしい。
(事務局) 順番を改める。

(答申案について了承された。)

以上